判例と実務シリーズ: No.347

使用許諾されたソフトウェアを管理するソフトウェアの 改変行為と著作権侵害

東京地裁平成19年3月16日判決 平成17年(ワ)23419号 損害賠償等請求事件

> 大瀬戸 豪 志* 岩 崎 浩 平**

抄 録 本件は、フローティング型契約の下で使用許諾された三次元的な作図等に関するソフトウェアの著作権侵害が認められた事案である。本件ソフトウェアは、数多くのモジュールと使用許諾されたモジュールを管理するファイル(Dllファイル)とから成るものである。被告の従業員は、本件ソフトウェアのDllファイルを改変し、それにより本件ソフトウェアのモジュールの全部を使用できるようにした。これに対し、原告が著作権侵害に基づく損害賠償と本件ソフトウェアの使用差止めを求める訴訟を提起したところ、裁判所は、原告の請求を一部認容し、16億円弱の損害賠償と使用差止めを認めた。本判決における翻案権及び複製権侵害の判示内容には、いくつかの問題点があるが、ソフトウェアの著作権侵害及びそれに基づく損害賠償額の認定は、実務上大いに参考になる。

目 次

- 1. 事案の概要
 - 1. 1 当事者
 - 1. 2 Xの著作権等
 - 1.3 本件ソフトウェアの使用許諾契約
 - 1.4 使用許諾の管理方法
 - 1.5 本件ソフトウェアの改変
 - 1. 6 XのYに対する請求
- 2. 判旨(差止請求認容,損害賠償請求一部認容)
- 3. 考 察
 - 3.1 ソフトウェアの改変と著作権侵害
 - 3.2 翻案権侵害について
 - 3.3 複製権侵害について
 - 3. 4 損害額の算定について
- 4. 実務上の留意点
 - 4. 1 コンプライアンス体制の整備と損害賠償額
 - 4.2 本件改変行為の内容

1. 事案の概要

1. 1 当事者

X(原告)は、1981年に設立されたフランスのソフトウェアメーカーであり、設立以来、製品設計や開発を最適化するための三次元な作図に関するソフトウェアである「CATIA」、「ENOVIA」、「DELMIA」を開発、販売してきており、最近では、デジタルモックアップ、すなわち、コンピュータ画面上で三次元的に模型を作成する技術を用い、製品の設計から製造までをサポートすることができるソフトウェアを開発、販売している。

^{*} 甲南大学法科大学院教授 弁護士 Takashi OSETO

^{**} 弁護士 Kohei IWASAKI

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

Y(被告)は、デザインモデル等の製作会社であり、自動車産業、電気産業、情報産業等の様々な業種の企業にデザインモックアップ試作品を提供しており、取引先から3D設計データを入手し、本件のソフトウェアを用いてデータを加工し、切削加工機、光造形機、射出成形機、3D計測器などに入力して、様々なデザインモックアップ試作品を製作している。

1. 2 xの著作権等

Xは、その開発に係るデジタルモックアップのソフトウェアの1つである「CATIA V5R13」という名称のソフトウェア(以下、「本件ソフトウェア」という。)について著作権を有する(なお、ベルヌ条約加盟国であるフランス法人Xによって創作された本件ソフトウェアは、日本の著作権法による保護を受けるものである(著作権法6条3号)。)。

本件ソフトウェアは、三次元的な作図等に関する数多くのモジュールと、使用許諾されたモジュールを管理するファイル(以下、「本件DIIファイル」という。)とから成るものであり、日本においては、日本アイ・ビー・エム株式会社(以下、「IBM」という。)を通じて、そのライセンスの販売が行われている。

1. 3 本件ソフトウェアの使用許諾契約

Yは、平成17年4月までに、IBMとの間で、 YのStudio内の「CADセンター」における本 件ソフトウェアの使用に関し、概ね以下のよう な内容の契約(以下、「本件使用許諾契約」と いう。)を締結した。

① 使用可能台数

同時に使用可能なコンピュータは12台とする (フローティング型契約)。

② 使用可能プログラム

合計14本(内1本は,本件ソフトウェアに含まれるものではない。)

③ 基本ライセンス料 合計 4611万0200円 ④ 年間ライセンス料 合計 647万8300円

1. 4 使用許諾の管理方法

本件ソフトウェアは、その全体が各コンピュータのハードディスクにインストールされるが、本件ソフトウェアを使用するためには、複数のアルファベット又は数字から成るライセンスキーが必要である。フローティング型の契約の場合には、使用する複数のコンピュータを管理するサーバに、当該ライセンスキーを入力することにより、使用許諾されたモジュール及び使用環境等が設定される。

具体的には、本件DIIファイルは、本件ソフトウェアが使用される前に、毎回、License Use Managementと呼ばれるプログラム(以下、「LUMプログラム」という。)で設定されている使用許諾に関する情報を確認し、それを基に、許諾された範囲内でモジュールを使用可能にし、その使用環境を設定する機能を有している。

コンピュータの一次記憶装置上の容量は限られていることから,使用許諾されていないモジュールが当該一次記憶装置上に読み出されることはない。

LUMプログラムは、IBMにより提供されているが、本件Dllファイルは、本件ソフトウェアの一部である。

1.5 本件ソフトウェアの改変

Yの従業員は、遅くとも平成17年6月16日に行われた証拠保全期日までに、本判決別紙コンピュータ目録1の7台のコンピュータにインストールされている本件ソフトウェアにつき、本判決別紙改変方法に記載した方法により、本件DIIファイルを改変した。さらに、本判決別紙コンピュータ目録2の4台のコンピュータにイ

ンストールされている本件ソフトウェアについても、Yの従業員は、遅くとも平成17年6月16日に行われた証拠保全期日までに、本判決別紙改変方法に記載した方法により、本件DIIファイルを改変した(以下、これらの改変行為を併せて、「本件改変行為」という。)。なお、被告は、本件ソフトウェアを、サーバによってコントロールされることなく、そのすべての機能を使用することができるように改変するために用いられるソフトウェア(以下、「本件クラックソフト」という。)により本件DIIファイルの改変行為を行ったようであるが、本判決では別紙改変方法が伏字にされているので、その詳細は不明である。

本件改変行為の結果、11台の各コンピュータでは、すべてのモジュールを使用できるようになった。さらに、11台の各コンピュータで、本件ソフトウェアを同時に使用できる状態となった。被告は、本件改変行為により本件DIIファイルの機能に変更を加えた後の本件ソフトウェアをコンピュータにおいて立ち上げている。この場合、本件ソフトウェアのモジュールが自動的に当該コンピュータに読み出され、RAM等の一時記憶装置に蓄積され、使用できる状態に置かれる(以下、この読み出しを「本件読み出し行為」という。)。

6 XのYに対する請求

以上のような事実関係の下で、Xが、本件改変行為は本件ソフトウェアの翻案権侵害、複製権侵害又は権利管理情報の改変行為(著作権法113条3項2号。この点について本判決は何も触れていない。)に該当するところ、Yの従業員はXの著作権を侵害することとなることを知りながら本件改変行為を行ったものであり、また、本件改変行為はYの事業の執行についてなされたものであるから、Yには、民法715条1項に基づき、本件改変行為により原告に生じた

損害を賠償する義務があると主張して、Yに対し、著作権法112条1項及び2項に基づく上記改変されたプログラム等の使用差止め及び廃棄並びに不法行為(民法715条)に基づく損害金及び遅延損害金の支払いを求めたのが本件である。なお、本件は、和解で終結している。

2. 判旨(差止請求認容,損害賠償請求一部認容)

(i)(翻案権侵害該当性)「本件ソフトウェ アは、三次元な作図等に関する数多くのモジュ ールと、使用許諾されたモジュールを管理する 本件DIIファイルとから成り、本件ソフトウェ ア中の本件DIIファイルが毎回LUMプログラム で設定されている使用許諾に関する情報を確認 し、それを基に、許諾された範囲内でモジュー ルを使用可能にし、その使用環境を設定する機 能を有していたところ,本件ソフトウェア中の 本件DIIファイルにつき別紙改変方法に記載し た方法により改変をした本件改変行為により, 本件改変行為がされた11台の各コンピュータで すべてのモジュールを使用でき、かつ、本件ソ フトウェアを同時に使用できるようになったも のであるから、本件改変行為は、本件ソフトウ ェア全体に対する翻案権侵害に当たると認めら れる。

(ii)(他の法律構成の可能性について)「なお,以上のとおり,本件ソフトウェア全体についての翻案権侵害が成立するが,本件ソフトウェアを構成する各モジュールを基準に考えれば,本件改変行為により,本件ソフトウェア中の使用許諾を受けていないモジュールにつき,ハードディスクへの複製行為があったと考えることも可能である。

すなわち、…本件ソフトウェアは、その全体が各コンピュータのハードディスクにインストールされるが、それは、あくまで本件DIIファイル及びLUMプログラムにより使用が制限さ

れた状態でインストールされていたにすぎなかったところ、…本件改変行為により、使用許諾されていないモジュールは、使用が制限されない状態で各コンピュータのハードディスク内に存在することになったものである。

これを実質的に観察すれば、使用が制限された状態でインストールされていたモジュールをアンインストールし、使用が制限されない状態のモジュールを新たにコンピュータのハードディスクにインストールしたことと同視することができるから、本件改変行為により、本件ソフトウェア中の使用許諾を受けていないモジュールにつき、ハードディスクへの複製行為があったと考えることができる。」

(iii) (損害額についての基本的な考え方)「Yは、本件改変行為により、本件使用許諾契約で使用許諾された範囲を超えて、11台の各コンピュータで、すべてのモジュールを使用でき、かつ、本件ソフトウェアを同時に使用できるようにしたものであるから、著作権法114条3項の適用による損害額は、11台につき使用可能となった本件ソフトウェア全体の使用許諾料相当額を算定し、それから本件使用許諾契約に基づく支払額を控除して算定すべきである。」

(損害額)「基本ライセンス料は1億2673万3500円となり、年間ライセンス料は1521万1000円となり、その合計額は1億4194万4500円となる。…その11台分は、15億6138万9500円となる。…YがIBMに対し、本件使用許諾契約に基づき支払った…基本ライセンス料及び年間ライセンス料の合計額は、5157万4500円である。この額の12分の11を差し引くと15億1411万2875円となる。」「本件改変行為と相当因果関係を有する弁護士費用としては、本件事案の内容、性質、訴訟経緯等一切の事情を総合すると、前記…の損害額の5%程度である7500万円をもって相当と認める。…よって、損害額は、15億8911万2875円となる。」

3. 考 察

3. 1 ソフトウェアの改変と著作権侵害

本件は、フローティング型契約(複数のコンピュータ上に同一のソフトウェアをインストールし、それぞれのコンピュータでそのソフトウェアの使用を許諾する契約)により使用許諾されたソフトウェア(モジュール)を管理するソフトウェア(Dllファイル)」を改変した事案である。すなわち、使用許諾されたソフトウェア(モジュール)自体の改変の事案ではなく、また、XY間に直接の使用許諾契約関係がなかったため、契約違反の問題としてではなく、著作権侵害の問題として処理されている。

3. 2 翻案権侵害について

判旨(i)における問題点は、本件クラック ソフトによる本件Dllファイルの改変が、判旨 のように、本件ソフトウェア全体の翻案に該当 するといい得るかどうかである。「翻案とは, 既存の著作物に依拠し、かつ、その表現上の本 質的な特徴の同一性を維持しつつ、具体的表現 に修正, 増減, 変更等を加えて, 新たに思想又 は感情を創作的に表現することにより、これに 接する者が既存の著作物の表現上の本質的な特 徴を直接感得することのできる別の著作物を創 作する行為をいう。| (最高裁平成13年6月28日 判決-江差追分事件)。この判示は、言語の著 作物についてされたものであるが、本件のよう なソフトウェアないしプログラムの著作物につ いても妥当する。判旨(i)には明示されてい ないが, 本判決における翻案の考え方も, 基本 的にはこの最高裁判決の見解に従うものであ る。すなわち、本判決は、「本件ソフトウェア は、本件改変行為の前後で、本件Dllファイル を除く数多くのモジュールの部分で共通であ り、本件改変行為後も本件ソフトウェアの表現 上の本質的な特徴の同一性を維持し、これに接する者が本件ソフトウェアの表現上の本質的な特徴を直接感得することができると認められる」と述べている。

しかしながら, 上記最高裁判決に従って判旨 (i) のような翻案権侵害という結論を導くた めには、本件改変行為が、本件ソフトウェアの 「具体的表現に修正, 増減, 変更等を加えて, 新たに思想又は感情を創作的に表現する」もの でなければならない。ソフトウェア(プログラ ム) の著作物に係る著作権侵害訴訟において. 原告のソフトウェア (プログラム) の「具体的 表現に修正, 増減, 変更等を加え」られている かどうかは、通常、原告のソフトウェア (プロ グラム)のソースコードと被告のソフトウェア (プログラム) のソースコードの比較によって 判断される2)。ところが、本判決では、上述の ごとく,「別紙改変方法」がすべて伏字にされ ているので、これを外から知ることができない。 それゆえにまた、本件改変行為が、「新たに思 想又は感情を創作的に表現する」ものであるか どうか, 換言すれば, 本件改変行為によっても たらされたものが「創作性」を有するかどうか という点についても,これを確認することがで きない。以下において判旨(i)の考察をさら に進めるが、このような事情があるため、ある 程度推測を混じえざるを得ないことを予め指摘 しておきたい。

上述のごとく、判旨(i)は、本件クラックソフトによる本件Dllファイルの改変が本件ソフトウェア全体の翻案に該当するものとみているのであるが、この点については、2段の考察を必要とする。第1に、本件クラックソフトによる本件Dllファイルの改変の評価であり、第2に、本件Dllファイルの改変と本件ソフトウェア全体との関係である。

第1段から検討すると,「クラックソフト」 とは, コピープロテクトを破壊したり, 期間限

定の体験版ソフトウェアの期間限定をはずして 使用できるようにしたり、使用制限つきのもの の使用制限を無効にして、使用制限のないもの と同じ動作環境にしたりするようなソフトウェ アを指す。本件クラックソフトも、最後に挙げ られたようなソフトウェアの一種であったもの と推測される。本件クラックソフトによる本件 DIIファイルの本件改変行為について、Yは、 「無個性な行為であり、作成者の何らの個性も 発揮されていない事実を作出するに過ぎない行 為である」と主張している。この主張は、創作 性を「個性」と捉える通説3)に依拠するもので ある。これに対し、本判決は、「モジュールの 管理・制限態様は、管理・制限を行うか否かの 選択だけではなく、行うとしてどのような程度、 方法による管理・制限を行うかという選択の余 地があるところ、Y従業員は、本件クラックソ フトにより本件ファイルを改変するという選択 を行ったものであり、何らかの個性が発揮され たものというべきであるから、Yの上記主張は、 採用することができない。」と述べている。

本判決のこの見解は、創作性を「表現の選択 の幅 | で判断するという近時の有力説4)を意識 したものであろう。この説によれば、表現上. 他に選択の余地がないか、きわめて限られてい る場合には創作性が否定される。これと同様の 観点からプログラムの創作性を否定した裁判例 として東京地裁平成3年2月27日決定(知裁集 23巻1号138頁-IBFファイル事件)がある。 同決定は、 市販のアプリケーションプログラム 等のファイルをハードディスクへ自動的に組み 込み、同ファイルをメニュー形式で呼び出した り、管理を行ったりするプログラムの一部を構 成する「IBFファイル」というプログラムにつ いて、「IBFファイルの表現は、大部分が MENU・EXEファイル及び組込み対象のアプ リケーションプログラム等によって規定されて おり、選択の余地がないものであり、また、選

択の余地があるものも、選択の幅は極めて小さく、その選択によってその表現に創作性が生じるものとは認められず、さらに、IBFファイルの表現を全体的に考察しても、その表現に創作性があるとは認めることはできない。」としている。上記の学説や裁判例において明らかなとおり、創作性の判断基準としての「選択の幅」は、「表現」の選択の幅である。

一方, 本判決は, 前掲のごとく, 「本件クラ ックソフトにより本件DIIファイルを改変する という選択を行ったものであり、何らかの個性 が発揮されたものというべきである | とし、本 件改変行為によってもたらされたものの創作性 (個性の発揮)を肯定している。しかし、そこ では、本件改変行為の結果として作出されたも のが具体的にどのようなものであるかというこ とはもとより、「表現の」選択の幅の大小、あ るいは選択の余地の有無等について,一切述べ られていない。その点に言及するためには、本 件クラックソフトの内容を明示する必要がある が、これを明らかにしたのでは、本件DIIファ イルの管理制限機能の無効化手段が公知になっ てしまうという不都合を考慮したものと思われ る(この点については、後記4.2参照)。し かし、表現の選択の幅という観点から、本件ク ラックソフトによる本件DIIファイルの改変を 評価するに当たっては、本件クラックソフトが どのようなものであるのかということはきわめ て重要である。本件クラックソフトが、自動プ ログラミングの機能を有するようなものであれ ば、それによる改変に創作の余地を見い出すこ とができない場合も考えられるからである。そ の意味で, 本件クラックソフトの内容ないし機 能に何ら言及することなく, それによる本件 DIIファイルの改変に創作性を肯定した本判決 の見解には不満が残る。

次に、第2段についてみると、本件DIIファイルの改変は本件ソフトウェアの一部の改変で

あるが、この点について、本判決は、「著作物 の一部に改変を加えることによって、 当該変更 部分だけの複製権「引用者注:「翻案権」の誤 植] 侵害となるだけでなく、著作物全体の翻案 権侵害になる場合がある。しかも、…本件ソフ トウェアは、…使用が制限された状態から使用 が制限されない状態になったものであるから, 実質的に見れば、その創作性に変更がないもの とはいえない。」と述べている。著作物の一部 の改変がその著作物全体の翻案に該当する場合 があるのは本判決の述べるとおりであるが. 一 部の改変であっても、そのような場合に該当す るのは、通常、全体として完結した機能の実現 に向けられた一個のまとまりのあるソフトウェ アの改変であろう。本件の場合、本件ソフトウ ェアを構成するモジュールと本件Dllファイル とは、それぞれ別個の機能を有する独立のソフ トウェアであり、しかも、本件ソフトウェアの 本体ともいうべきモジュールの部分には変更が 加えられておらず、改変されたのは、本件ソフ トウェアのいわば付随的部分に過ぎない、モジ ュールを管理する本件Dllファイルだけである。 そのような場合についてまで、無条件で本件ソ フトウェア全体の翻案権侵害を肯定する判旨の 見解には、多少論理の飛躍があるように思われ る。とりわけ、本件ソフトウェアを構成するモ ジュールと本件Dllファイルの著作権が別人に 帰属する場合を想定すると, 本判決の論理によ れば、改変されていないモジュール部分の著作 権者も翻案権侵害を主張することができること になる。

以上の点を留保しつつ、本判決が、あえて本件につき翻案権侵害の構成を採用した事情を推察するに、後述のごとく、本件を複製権侵害として構成することが困難であったことと、その当否は別にして、Xが受けるべき損害賠償額が本件DIIファイルの翻案権侵害のみに基づく損害額ではあまりにも少額になってしまうという

ことを考慮したものであろう。

3. 3 複製権侵害について

判旨(ii)は傍論であるが、問題がないわけ ではない。Yは、フローティング型契約の下で、 本件ソフトウェアをハードディスクにインスト ールした時点で、 反復使用可能性のある形態の 再製物が作成され、ただ、本件使用許諾契約上 その使用が制限されていたとみるべきであるか ら,本件読み出し行為は、RAM等への一時的 蓄積としての性質を有するに過ぎない旨主張し ている。これを言い換えれば、本件ソフトウェ アは、その全体がハードディスクにインストー ルされており、読み出し行為によりRAM等の 一時記憶装置に蓄積され、使用できる状態に置 かれるものであるところ, 本件改変行為の前後 で異なるのは、RAM等への一時的な蓄積の対 象が、使用許諾されたモジュールに限られるの か、それともすべてのモジュールかという点だ けであって、一時的な蓄積という点ではその前 後で何ら変化はないのである。

著作物の複製とは、「有形的に再製すること| をいうが (著作権法2条1項15号), 従来, コ ンピュータへの一時的蓄積がこの複製に当たる か否かが問題とされてきた。最近では、条件付 でこれを肯定する見解が増える傾向にあるが5). かつては、コンピュータへの一時的蓄積は瞬間 的・過渡的なものに過ぎないとの理由でこれを 否定するのが大勢であった60。東京地裁平成12 年5月16日判決(判時1751号128頁-スターデ ジオ事件)は、明瞭に以下のように述べている。 「RAM (ランダム・アクセス・メモリー)とは、 コンピュータにおける作業データ等を保存する 集積回路であり、一般に『メモリ』と称される ものである。通常、コンピュータ上でデータ等 を処理する際には、ハードディスク等のファイ ルからデータ等がRAMに移され、作業時には コンピュータの中央演算処理ユニット(CPU)

によってRAM上のデータ等が処理され、処理 が終了してファイルが閉じられると右データ等 はRAMから元のハードディスク等に再び移さ れることになる。このように、RAMにおける データ等の蓄積は、一般に、コンピュータ上で の処理作業のためその間に限って行われるもの であり、また、RAMにおけるデータ等の保持 には通電状態にあることが必要とされ、コンピ ユータの電源が切れるとRAM内のデータはす べて失われることになる。」「著作権法上の『複 製』、すなわち『有形的な再製』に当たるとい うためには、将来反復して使用される可能性の ある形態の再製物を作成するものであることが 必要であると解すべきところ、RAMにおける データ等の蓄積は、前記…のとおり一時的・過 渡的な性質を有するものであるから、RAM上 の蓄積物が将来反復して使用される可能性のあ る形態の再製物といえないことは、社会通念に 照らし明らかというべきであり、したがって、 RAMにおけるデータ等の蓄積は、著作権法上 の『複製』には当たらないものといえる。」

本判決が、本件読み出し行為について正面か ら複製権侵害の判断をしなかったのは、コンピ ユータのRAM等への一時的蓄積に関するこの ような見解の相違を斟酌したものであろう。そ のうえで、本判決は、判旨(ii)で、前掲のご とく,「使用が制限された状態でインストール されていたモジュールをアンインストールし, 使用が制限されない状態のモジュールを新たに コンピュータのハードディスクにインストール したことと同視することができるから,本件改 変行為により, 本件ソフトウェア中の使用許諾 を受けていないモジュールにつき, ハードディ スクへの複製行為があったと考えることができ る。」と判断したものと推測される。しかしな がら、本件では、上述のごとく、コンピュータ のハードディスクにインストールされている本 件ソフトウェアのモジュールには, 本件改変行

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

為によっても変化はないのであるから、判旨(ii)のような考え方は、擬制的に過ぎるのではなかろうか。むしろ、最近の傾向に従って、本件についても端的に、RAMへの一時的蓄積は複製に該当するという方向で検討すべきではなかったかと思われる。

3. 4 損害額の算定について

(1) 認定額

本判決は、著作権法114条3項の「受けるべ き金銭の額に相当する額」(以下,「許諾料相当 額」という。) に基づき損害額を算定している ところ, 同項は, 最低限の損害賠償額を権利者 に与えるための民法の特則であると説明されて いる7)。本判決は、本件の損害賠償額の最低額 を金15億8911万2875円と算定したことになる。 ソフトウェアの著作権侵害の事案において,大 阪地裁平成15年10月23日判決(判時1883号104 頁-ヘルプデスク事件) や東京地裁平成13年5 月16日判決(判時1794号19頁-LEC事件)は、 本件と同様に許諾料相当額に基づき損害額を算 定しているが(前者の最高額1757万8000円、後 者の最高額5597万5600円), これらの判決が算 定した損害額と比べると, 本判決が算定した損 害額は相当高額である。

(2) 許諾料相当額の認定に際して考慮すべき 事情

許諾料相当額の認定に際し,裁判所は訴訟当事者間での具体的事情を考慮できると考えられているが⁸⁾,ここでいう具体的事情の内容は条文上明らかではない。判例には,許諾料相当額について,「侵害行為の対象となった著作物の性質,内容,価値,取引の実情のほか,侵害行為の性質,内容,侵害行為によって侵害者が得た利益,当事者の関係その他の当事者間の具体的な事情をも参酌して認定すべきものと解される」と判示するものがある(前掲・大阪地裁平

成15年10月23日判決ーヘルプデスク事件)。その当否は別にして、裁判所が考慮すべき具体的事情を例示した判例として注目に値する。

(3) 侵害品の現実の使用

Yは、許諾料相当額による損害額は、複製権 又は翻案権を侵害する行為によって使用可能と なり、かつ、現実に使用したモジュールのみに ついて算定すべきである旨主張している。これ に対して, 本判決は, 「著作権法は, その後の 使用の有無を問わず, 複製権侵害行為や翻案権 侵害行為が行われた時点で著作権侵害行為が成 立するとの立場を採っている。さらに、…実際 のソフトウェアのライセンス契約も、その後の 使用の有無を問わず, ソフトウェアの入った媒 体の売買契約やオンラインでのダウンロードの 行われた時点で代金額が確定するものであり、 使用の都度, 時間等に応じて課金されるものは ごく少数であると認められる。」とし、Yの上 記主張を排斥した。本判決は、著作権法の立場 を明示するとともに、実際のソフトウェアのラ イセンス契約がいかなるものか、という取引の 実情を考慮している点で評価できる。確かに. 前掲・大阪地裁平成15年10月23日判決(ヘルプ デスク事件) の判示に従えば、許諾料相当額の 損害額の算定に当たって、侵害行為によって侵 害者が得た利益を考慮することも可能であるか ら、Yの上記主張も全く理由がないわけではな い。しかしながら、Yは、翻案権侵害行為によ って、使用できないはずのモジュールを事実上 使用できる状態に自らを置いたのであり、本判 決の判示する取引の実情を前提とする限り、当 該状態に置かれているという利益を得たという べきであろう。この意味でも、 Yの上記主張は 排斥されるべきものと考えられる。

(4) 基準となる価格

Yは、許諾料相当額による損害額は、Yがエ

ンドユーザとして支払うべき金額(小売価格)ではなく、Xが受けるべき金額(卸売価格)で 算定されるべきである旨主張している。これに 対して、本判決は、「原告が現実に行っている ライセンスが第三者を介在させたサブライセン スの形態であるとしても、著作権法114条3項 の損害の算定は、原告が直接被告とライセンス 契約を行う場合を想定して行うことができると 解される」ことを理由に、Yの上記主張を排斥 し、小売価格によって許諾料相当額を算定している。

本判決が判示するとおり、Xが現実に行って いるライセンスが第三者を介在させたサブライ センスの形態であるとすれば、Xは卸売価格を 基準として利益を得ているというのが取引の実 情であると考えられる。そうすると、小売価格 を基準として損害額を算定することは、Xに思 わぬ利益を与えることになってしまい、取引の 実情に反するとともに、被害者が被った不利益 を補填することで不法行為がなかったときの状 態に回復させるという不法行為制度の目的(最 高裁判所平成9年7月11日判決参照)に反する, との批判も考えられる。しかし、他方で、本件 で卸売価格を基準として損害額を算定した場 合、Yが適法に取引を行い、IBMに対して小売 価格を支払っていた場合と比較して、Yが出指 すべき金額が低くなる可能性がある。これでは, いわゆる「侵害し得」を認めるに等しく、平成 12年法律56号の改正時に、旧著作権法114条2 項(現著作権法114条3項)において、「通常受 けるべき金銭の額に相当する額|から「通常| の文言が削除されたことの意味を失わせかねな い。また、上記不法行為制度の目的を無視する ことはできないとしても、著作権法114条は当 該目的を徹底していないのであるから、当該目 的に固執する必要はないともいえる。許諾料相 当額による損害額の算定に際し、卸売価格と小 売価格のいずれを損害額の算定の基準とするか は困難な問題であるが、前掲・大阪地裁平成15 年10月23日判決(ヘルプデスク事件)が、「違 法行為を行った被告らとの関係で、適法な取引 関係を前提とした場合の価格を基準としなけれ ばならない根拠を見い出すことはできない。」 と判示し、本判決の結論と同様、小売価格を基 準とするという結論を明らかにしていることか ら、判例の流れは小売価格を基準とする方向を 向いているように思われる。

(5) 支払済みの正規の使用料

Xは、本件改変行為後の本件ソフトウェアは、 本件改変行為前のものとは別個のソフトウェア であり、Yが本件改変行為後の本件ソフトウェ アを使用した行為は、もはや正規のライセンス 契約に基づく当該モジュールの使用とは解され ないから、本件改変行為によって使用可能とな ったモジュールすべての合計金額をもって損害 額とすべきである旨主張している。これに対し て、本判決は、「全体につき翻案権侵害が成立 する場合であっても,原告が受けた被害の実質 は、許諾を受けた範囲を超えてすべてのモジュ ールを使用可能にされたこと」にあり、「損害 額の算定は、その実質に即して…行うべきであ る | から、Xの上記主張は採用できないとし、 また、Xが受けた被害の実質が「許諾を受けた 範囲を超えてすべてのモジュールを使用可能に されたこと | であるとする理由として、「本件 ソフトウェアは、デジタルモックアップという 実用目的に供されるもので,一部のモジュール の使用が可能であり、現実にも一部のモジュー ルごとの使用許諾がされている」と判示する。 この判示は、許諾料相当額に基づく損害額の算 定において考慮すべき訴訟当事者間の具体的事 情として, 侵害行為の対象となった著作物の性 質及び内容に着目し,「被害の実質」を正面か ら捉えようとするものであり、許諾料相当額に 基づく損害額の算定が規範的に行われる必要が あることを示したものとして評価できる。

4. 実務上の留意点

4. 1 コンプライアンス体制の整備と損害 賠償額

本判決は、Yの従業員による本件改変行為に 基づく翻案権侵害につき、Yが民法715条1項 に基づき損害賠償責任を負うと認定している。 同条は、いわゆる使用者責任を定めた規定であ り、一般に、利益の存するところ損失も帰する という報償責任を根拠に代位責任を規定したも のであると説明されている。使用者が民法715 条1項ただし書により免責を認められることは 実務上ほとんどないから、本件のように、被用 者が著作権侵害行為に及んでしまえば、使用者 がコンプライアンス体制の存在を主張立証して も,同項ただし書により免責が認められる可能 性は低いといえる。Yはコンプライアンス体制 の存在を主張しているが、同項ただし書との関 係で主張したわけはない。使用者としては、被 用者による本件のような著作権侵害行為を未然 に防止すべく、 コンプライアンス体制を人的・ 物的側面から徹底して整備することが不可欠で ある。費用対効果という面からみても、本件の ように、 高額の損害賠償額が算定されるおそれ があるソフトウェアの利用に関しては、相当程 度の費用を投じて、コンプライアンス体制を整 備する意味は十分認められる。

4. 2 本件改変行為の内容

本件改変行為の内容が訴訟記録の公開(民事訴訟法91条)により第三者に公開された場合,本件改変行為は、Yの主張によると、インターネット上で容易に入手できるクラックソフトと同種のソフトを用いて、極めて容易な操作で一瞬にして終了するものであるから、本件改変行為と同様の行為が多発し、Xが多額の損害を被

るおそれがある。そのため、Xは、本件改変行為に係る訴訟記録について閲覧等の制限の申立て(民事訴訟法92条1項2号)を行う必要があったといえる。

同号にいう「訴訟記録」には、判決書の原本 や正本も含まれるところ⁹⁾、本判決添付の別紙 に記載された本件改変行為の内容が伏字とされ ているのは、裁判所が上記申立てを認めて閲覧 等制限決定を出したためではないかと推測され る。公開された判決文の一部が伏字ということ に関しては、平成19年2月5日ないし同月6日 に、最高裁判所ホームページで公開されたある 判決文のうち、閲覧等制限決定が出されていた 企業情報等に関する部分が黒塗りにされていた が、閲覧者のパソコン操作で閲覧が可能な状態 にできてしまったという事件が記憶に新しい。

民事訴訟法91条は、憲法82条が保障する裁判の公開の趣旨を尊重して、訴訟記録の公開を定めているが、この訴訟記録の公開により、当事者が秘密の漏洩を恐れて、秘密事項に関する主張立証を十分に行うことができない事態が生じる可能性がある。民事訴訟法92条は、このような事態を防ぐ趣旨で設けられた例外規定であると説明されている100。同条で保護される秘密は必要最小限のものに限られることが要請され110、個人の秘密の一部(民事訴訟法92条1項1号)と企業秘密のうちの営業秘密(同項2号)に限られている。

同号にいう「営業秘密」とは、「秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって、公然と知られていないもの」であり(不正競争防止法2条6項)、秘密管理、有用性及び非公知性の3つが要件とされている120。ソフトウェアの著作権侵害が関係する訴訟においては、本件のように、企業が、ソフトウェアの改変方法やソースコードの内容といった営業秘密を明らかにせざるを得ない場合が少なくない。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

このような場合、企業が、その営業秘密を営業 秘密として存続させるためには、当該営業秘密 が記載された訴状や準備書面. 書証を提出する と同時に閲覧等の制限の申立てをすることが不 可欠である。また、相手方当事者を法的に拘束 する必要がある場合には、秘密保持命令の申立 てをすることも考えられる(著作権法114条の 6)。もっとも、秘密保持命令については、こ れを受けた当事者等に対して、当該訴訟の追行 に限られない広い範囲で、刑事罰の威嚇の下で 行動の制約を課することになるため、真に必要 な場合において必要な限度で利用すべきである と説明されており13)、現に謙抑的な運用がなさ れているようである。そこで、相手方当事者と 秘密保持契約を締結することで相手方当事者を 法的に拘束することも考える必要がある。相手 方当事者が同契約の締結を拒むような場合に は、裁判所に対して訴訟指揮権の発動を求める ことも考える必要がある14)。

注 記

- 1) 「DII」(Dynamic Link Library)とは、「複数の プログラムで共通に使う関数やデータをひとま とめにし、プログラムを実行するときにこれを 呼び出して使うソフトウェア技法、または、そ の関数やデータを集めたファイルを指す。」「DII を使うと、複数のプログラムで同じコードを記 述する必要がなく、修正の際もDIIファイルを変 更するだけでよい。」(日経パソコン用語辞典 2007より)。
- 2) この点については、前田郁勝「プログラム著作権侵害訴訟における審理」『新・裁判実務体系22 著作権関係訴訟法』88頁(青林書院・2004年) が実務上参考になる。
- 3) 斉藤博『著作権法 (第 3 版)』75頁 (有斐閣·2007年),渋谷達紀『知的財産法講義Ⅱ第 2 版著作権法・意匠法』16頁 (有斐閣·2007年),半田正夫『著作権法概説 (第12版)』73頁 (法学書院・2005年)。
- 4) 中山信弘「創作性についての基本的な考え方」 著作権研究第28号2頁。

- 5) 加戸守行『著作権法逐条解説(5 訂新版)』54頁 (著作権情報センター・2006年),斉藤博・前掲 注3)169頁,渋谷達紀・前掲注3)111頁,作 花文雄『詳解著作権法(第3版)』692頁(ぎょ うせい・2004年)等。
- 6) これについては、作花文雄・前掲注 5) 692頁が詳 しい。
- 7) 加戸守行・前掲注 5) 678頁, 牧野利秋ほか編 『知的財産法の理論と実務第 4 巻 [著作権法・意 匠法]』380頁 (新日本法規出版・2007年)。
- 8) 牧野ほか編・前掲注7) 382頁。
- 9) 秋山幹男ほか編『コンメンタール民事訴訟法Ⅱ [第2版]』221頁(日本評論社・2006)参照。
- 10) 塚原朋一ほか編『新民事訴訟法の理論と実務 (上)』375頁(ぎょうせい・1997)。
- 11) 塚原朋一ほか編・前掲注10) 375頁。
- 12) 三宅省三ほか編『新民事訴訟法体系-理論と体系-第1巻』261頁 (青林書院・1997)。
- 13) 三村量一ほか「知的財産権訴訟における秘密保 持命令の運用について」判タ1170号4頁。
- 14) 相手方当事者の秘密保持義務については、塚原 朋一ほか編・前掲注10) 384頁参照。

参考文献

- ・牧野利秋ほか編『新・裁判実務体系22 著作権関係 訴訟法』(青林書院・2004年)
- · 斉藤博『著作権法 (第3版)』(有斐閣 · 2007年)
- ・渋谷達紀『知的財産法講義Ⅱ第2版著作権法・意匠 法』(有斐閣・2007年)
- · 半田正夫『著作権法概説 (第12版)』73頁 (法学書 院 · 2005年)
- ・中山信弘「創作性についての基本的な考え方」著作 権研究第28号
- ・加戸守行『著作権法逐条解説 (5 訂新版)』(著作権 情報センター・2006年)
- ・牧野利秋ほか編『知的財産法の理論と実務第4巻 [著作権法・意匠法]』(新日本法規出版株式会社・ 2007年)
- ・秋山幹男ほか編『コンメンタール民事訴訟法Ⅱ [第 2版]』(日本評論社・2006)
- ・塚原朋一ほか編『新民事訴訟法の理論と実務(上)』 (ぎょうせい・1997)
- ・三宅省三ほか編『新民事訴訟法体系-理論と体系-第1巻』(青林書院・1997)

(原稿受領日 2007年9月24日)